

職員処遇問題部会の廃止及び処遇・給与部会の新設を行うため、職員処遇問題部会委員の議決をもって、「職員処遇問題部会運営規則」を廃止し、「処遇・給与部会運営規則」を制定し、当該議決日をもって施行することとしたい。

運営規則対照表

処遇・給与部会運営規則(制定)	職員処遇問題部会運営規則(廃止)
<p style="text-align: center;">処遇・給与部会</p> <p style="text-align: center;">処遇・給与部会運営規則</p> <p>(部会の招集等)</p> <p>第1条 部会長は、防衛大臣から防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)第30条若しくは防衛省組織令(昭和29年政令第178号)第51条第2項第2号(隊員の人事管理に関する基準のうち隊員の能率に関するものに限る。)の規定に基づく諮問がなされた場合、委員の過半数から要求があった場合又は処遇・給与部会(以下「部会」という。)の運営に関し必要と認める場合には、速やかに部会の招集を決定し、議案の件名、会議の開催日時、会議の場所その他必要な事項を部会委員(以下「委員」という。)に通知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条～第5条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">職員処遇問題部会</p> <p style="text-align: center;">職員処遇問題部会運営規則</p> <p>(部会の招集等)</p> <p>第1条 部会長は、防衛大臣から防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)第30条若しくは防衛省組織令(昭和29年政令第178号)第51条第2項第2号(隊員の人事管理に関する基準のうち隊員の能率に関するものに限る。)の規定に基づく諮問がなされた場合、委員の過半数から要求があった場合又は職員処遇問題部会(以下「部会」という。)の運営に関し必要と認める場合には、速やかに部会の招集を決定し、議案の件名、会議の開催日時、会議の場所その他必要な事項を部会委員(以下「委員」という。)に通知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条～第5条 (略)</p>